

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等
1	1 公印等管理事務について			
	(2) 公印規則			
1	寝屋川市公印規則の改正漏れがあった。	寝屋川市公印規則	公印の新調及び廃止と改刻では、事務の流れが若干異なることから、依頼書の受領、公印の発注、規則の改正、告示などを行ったかが分かるようなチェックリストを作成し、手続に漏れが生じない体制を構築しました。	総務部 総務課
2	(3) 公印事前押印承認願			
	公印の事前押印がなされていたが、公印事前押印承認願を総務課長に提出しておらず、承認を受けていなかった。	登記事項証明書 登記簿謄本・抄本請求書等	事前押印に係る寝屋川市公印規則の内容を課内で周知するとともに、専用公印の事前押印の取扱いについて、事務の漏れがないよう事務マニュアル等に記載し、手続に漏れが生じない体制を構築しました。	財務部 資産管理課
3	(4) 公印刷込み承認願			
	ア 公印の印影の印刷がなされていたが、公印刷込み承認願を総務課長に提出しておらず、承認を受けていなかった。	固定資産税・都市計画税納税通知書（一般、口座振替、共有者用及び随時用）	納税通知書の印刷発注等には、「公印事前押印印刷込み承認願」の写しを必ず添付することを徹底するとともに、事務処理に関するマニュアルを作成し、手続に漏れが生じない体制を構築しました。	市民サービス部 固定資産税担当
4	(5) 公印事前押印文書処理簿			
	公印事前押印文書処理簿により、使用状況を明らかにしなければならないところ、公印事前押印文書処理簿を調製していなかった。	第15回寝屋川市小中学校囲碁将棋大会	・当該事務のマニュアルに、公印事前押印文書処理簿への記入方法などを記載しました。 ・公印申請の決裁時に、当該事業に関する公印事前押印文書処理簿（交付予定枚数記載分）を作成し、添付することとしました。 ・事業実施報告書の供覧時に、当該事業に関する公印事前押印文書処理簿（交付枚数と残数を記載した確定分）を添付し、事業実施報告書と公印事前押印文書処理簿を併せて確認する仕組みを導入しました。	経営企画部 市長室秘書課
5		登記事項証明書 登記簿謄本・抄本請求書等	・公印事前押印承認願の起案を行う際に、担当者が公印事前押印文書処理簿を起案に添付することとしました。 ・事前公印に係る寝屋川市公印規則の内容を課内で周知するとともに、専用公印の事前押印の取扱いについて、事務マニュアル等に記載し、手続に漏れが生じない体制を構築しました。	財務部 資産管理課
6	(6) 公印刷込み文書処理簿			
		子ども医療証	管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、子ども医療証については、業務終了後、残数を確認した上で、公印刷込み文書処理簿に入力する職員（担当職員）をあらかじめ指定するとともに、管理職が日々、確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部 医療助成担当
7		大阪府国民健康保険被保険者証	管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、大阪府国民健康保険被保険者証を含めた公印の印影の印刷を行ったものについては、業務終了後、残数を確認した上で、公印刷込み文書処理簿に入力する職員（担当係長）をあらかじめ指定するとともに、管理職が日々、確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部 国民健康保険担当

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項		措置	部局	室・課等
8		後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書については、業務終了後、残数を確認した上で、公印刷込み文書処理簿に入力する職員（担当職員）をあらかじめ指定するとともに、管理職が日々、確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部	後期高齢者医療担当
9	公印刷込み文書処理簿により、使用状況を明らかにしなければならないところ、公印刷込み文書処理簿を調製していなかった。	軽自動車税（種別割）納税通知書（一般分）	管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、軽自動車税（種別割）納税通知書（一般分）については、調製漏れがないよう、通知書発送時の決裁に、処理簿の写しを添付するとともに、管理職が日々、確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部	税制・市民税担当
10		固定資産税・都市計画税納税通知書（一般、口座振替、共有者用及び随時用）	・管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、公印刷込み文書処理簿の調整漏れを防止するため、当該通知書発送時の決裁に際し、処理簿の写しを添付するとともに、適宜その使用状況を確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部	固定資産税担当
11		国民健康保険料督促状兼領収書	・管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、公印刷込み文書処理簿の調製漏れがないよう、督促状発送時の決裁に、処理簿の写しを添付するとともに、管理職が日々、確認する仕組みを構築しました。	市民サービス部	徴収・納付担当
12		重度障害者（児）タクシー利用券	管理職を含め寝屋川市公印規則の内容を周知徹底しました。また、重度障害者（児）タクシー利用券については、担当者が変更した場合でも漏れなく対応できるよう業務マニュアルに記載するとともに、管理職においては、公印刷込み後の文書処理簿の調製状況について、定期的に確認することとしました。	福祉部	障害福祉課
13		(1) 使用中の備品について、備品整理票を付けて整理すべきところ、付けていなかった。	児童家庭相談システム・端末パソコン	・備品を購入した際の事務マニュアルを作成するとともに、所属職員に対し業務フローを周知しました。 ・備品の納品から物品管理簿への記載、備品への備品整理票の貼付作業まで、必要な対応が取られているかチェックリストを活用することとしました。	こども部
14	3 専決について				
14	(1) 起案文書について、専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、まちづくり推進部長による決裁で施行されていた。	寝屋川市土地区画整理事業補助金の交付確定	起案事務において、歳出予算を執行するための起案文書については、事務決裁確認ツールを活用するとともに、本ツールの対象外である起案文書については、新たに事務決裁区分一覧表を作成し、それを確認した上で、統合型内部事務システム上の付箋機能を活用し、起案者は、合議、専決権者など何に基づいているのかを記載し、決裁権者は、起案者の記載内容に間違いがないのかを確認することとしました。	都市デザイン部	都市一課（総合戦略・産業立地）
15	(2) 支出命令について、専決権者であるこども部長によって決裁されなければならないところ、こどもを守る課長による決裁で施行されていた。	令和6年度児童手当制度改正に伴う、児童手当システム改修業務委託	・支出負担行為書や支出命令書の作成において、自動設定済みの専決権者を原則変更しないこととし、変更する必要がある場合は、所属長など上席者の承認を得ることとしました。 ・起案書の作成が必要な場合は、必ず「事務決裁確認ツール」を使用することとしました。	こども部	こどもを守る課

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等
4 合議について				
16	(1) 支出負担行為について、備品購入費（図書購入費を除く。）の額が20万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	携帯型デジタル簡易無線機の取得	危機管理部	防災課
17		航空写真及び地番・家屋配置参考図等閲覧システム導入業務委託に係るノートパソコンの取得	市民サービス部	固定資産税担当
18		家屋台帳等電子化業務委託に係るデスクトップパソコン及びレーザープリンタの取得	市民サービス部	固定資産税担当
19	(3) 起案文書について、記載金額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	墓地返還届に伴う永代使用料の還付	市民サービス部	市民生活担当
20	(4) 起案文書（市長が決裁する場合又は副市長が専決することができる場合）について、記載金額が500万円以上の場合は財務部長及び財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	寝屋川市土地区画整理事業補助金の交付確定	都市デザイン部	都市一課（総合戦略・産業立地）
5 起案について				
21	(1) 予算を執行するにつき、起案を要するものについて、起案の作成がなされていなかった。	会計年度任用職員の給与	経営企画部	企画四課
22		会計年度任用職員の給与	市民サービス部	固定資産税担当

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等	
6	その他				
23	(1) 個人情報を含む業務を委託する場合に、契約の相手方から個人情報記録された資料等の返還等報告書の提出を受けなければならないが、受けていなかった。	重層的支援体制整備事業多機関協働事業業務委託	個人情報記録された資料等の返還等報告書については、個人情報に係る事務に関するチェックリストを作成し、担当者が変更した場合でも漏れなく対応できる仕組みを構築するとともに、起案を回覧する際に統合型内部事務システムの付箋機能を活用し、管理職がチェックリストを再確認することで手続に漏れがない体制を構築しました。	福祉部	福祉総務課
24	(2) 個人情報を含む業務を委託する場合に、契約の相手方から個人情報取扱報告書、個人情報取扱状況報告書及び個人情報記録された資料等の返還等報告書の提出を受けなければならないが、受けていなかった。	指定金融機関業務委託	契約の相手方に対し、通常の銀行業務における個人情報であっても対象になることを正しく理解してもらい、個人情報取扱特記事項第11条に基づき、返還等報告書を徴取することとしました。 (※なお、既に返還等報告書を徴取済み。)		会計室